

名古屋市緑政土木局「週休2日制工事」試行要綱の運用（Q & A）

技術指導課

★緑政土木局「週休2日制工事」試行要綱は、以下のとおりの運用とします。

週休2日制の考え方

Q 1：現場着手とはいつのこと是指すのですか。

A 1：現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場での作業を開始する時点です。

Q 2：休日とはいつを指すのですか。

A 2：土曜日、日曜日、祝日など「名古屋市の休日を定める条例」（平成3年7月17日条例第36号）第2条に規定する休日（いわゆる名古屋市役所の閉庁日）をいいます。

Q 3：夏季休暇、年末年始休暇とはどの日を指すのですか。

A 3：夏季休暇、年末年始休暇は原則として次の日をいいますが、会社の休業日に合わせて変更しても差し支えありません。

- ・夏季休暇：8月13日～8月15日の3日間
- ・年末年始休暇：12月29日～1月3日の6日間

Q 4：要綱第2条（7）の「現場安全点検（巡視）等」とはどのような作業ですか。

A 4：次のような場合が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・風飛散対策等の第三者災害の防止作業
- ・安全パトロールや保守点検

Q 5：土曜日に施工する予定であったが降雨等により休工とした場合は、現場閉所の実施と考えてよいですか。

A 5：この制度は計画的な休日の取得を主旨としていますので、作業予定日の2日前以前に現場閉所への変更をした場合は、実施と考えます。しかし、作業日当日や前日に休工の判断をした場合は、現場閉所とは考えません。この場合、工事記録簿には他の休工との違いが分かるように、備考欄等へその旨（雨天のため休工など）を記載してください。

Q 6 : 工期延期となった場合の週休 2 日の考え方は、どのようにになりますか。

A 6 : 延期となった期間も含めた対象期間の休日を現場閉所し、就業者の休業が図れるように配慮してください。

Q 7 : 現場着手後、土・日曜日に現場閉所できなくなった場合は、どのようにしたらよいですか。

A 7 : やむを得ない場合には、当該休日又は振替予定日のどちらか早い方の 2 日前までに、本市監督員との協議の上、前後 10 日間に現場閉所日を設けてください。

Q 8 : 休日に現場閉所した結果、工期内で工事が完成できなくなってしましました。これを理由に工期延期は認められますか。

A 8 : 当初の工期は 4 週 8 休のほか、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間等を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じた不測の日数については、従来どおり協議を行ってください。休日の現場閉所を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは、工期延期は認められません。

Q 9 : 施工計画書に記載する工程表は、どのようなものですか。

A 9 : 週休 2 日制工事の施工計画書ですので、休日の現場閉所計画が分かる実施工程表を記載してください。

Q 10 : 土・日曜日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要がありますか。

A 10 : 短時間の作業であれば Q 4 を適用し、それ以外の場合には、非対象期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間）としますので振替休日の取得は不要です。ただし、工事記録簿の備考欄等へその旨（災害対応のため非対象など）を記載してください。

Q 11 : 金曜日の夜から土曜日の朝にかけての夜間工事は、土曜日に施工したことになるのですか。

A 11 : 土曜日の施工とはなりません。

Q 12 : 監督員による現場閉所の確認は、どのようにしますか。

A 12 : 工事記録簿により確認します。（休日・夜間作業届での確認もします。）

Q13 : 定期安全研修・訓練等を会社で実施した場合は、現場閉所に該当しますか？

A13 : 定期安全研修・訓練等は、作業員全員の参加により実施するものと土木工事標準仕様書に定めております。従いまして、休日取得を主旨とする本制度においては、会社で実施した場合においても現場閉所日数には含みません。工事記録簿には他の休工との違いが分かるように備考欄にその旨（定期安全訓練）を記載してください。

受注者希望型について

Q14 : 施工計画書を提出する前に、受注者希望型を希望したい。どのようにすればよいですか。

A14 : 週休2日の取得計画が分かる実施工程表にて本市監督員と協議し、認められれば、同じ実施工程表を施工計画書へ記載してください。

Q15 : 契約工期は3か月以上ありますが、実質的な工事期間が極めて短い場合でも認められますか。

A15 : インセンティブ付与の公平性を考慮し、現場作業が極端に短い場合には認められません。（対象期間に8日以上の休日を含むことを目安とします）

Q16 : あらかじめ月に1日程度の休日施工が見込まれる場合は、受注者希望型を希望できますか？

A16 : 計画段階で休日施工が見込まれる場合は、要綱第3条（4）に基づき受注者希望型の対象とはなりません。

インセンティブについて

Q17 : 87.5%以上の現場閉所の実施とはどのような考え方ですか？

A17 : 4週7休（7／8）を目標としており、対象期間（工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間）の休日数を分母に、現場閉所を実施した日数を分子にした割合（率の小数第2位四捨五入）が、87.5%以上となっているかどうかで達成の判断をします。

Q18 : 休日の現場閉所を考慮した計画工程表を提出しましたが、取得状況が4週6休となってしまった場合は未達成として減点されますか。

A18 : 対象期間の休日数に対する現場閉所日の率のみで判断して、工事成績評定の加点を行います。

- ・休日数20日に対して現場閉所日が18日であれば、 $18/20 = 0.9$ （90%）となり、87.5%以上の達成で加点は2点です。
- ・現場閉所日が15日であれば、 $15/20 = 0.75$ (75%) となり、加点は1点となります。
- ・減点はありませんが、工程管理の不備が認められる場合等には、成績評価の判断材料のひとつとなります。

Q19：間接工事費の変更は、どのようにになりますか。

A19：対象期間終了時（施工終了時）において、本市監督員が休日の現場閉所を確認し、87.5%以上の現場閉所を実施した場合に、間接工事費の算定にそれぞれ以下の補正係数を乗じ増額変更を行います。

【共通仮設費】 1.02

【現場管理費】 1.04

Q20：施工途中で週休2日の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできますか。

A20：実施困難な理由を整理したうえで本市監督員へ相談してください。なお、どのような理由であっても、実施できなかった場合は、間接工事費の増額変更の対象とはなりません。

Q21：受注者希望型において、87.5%以上の現場閉所を行った場合に間接工事費の増額となりますか。

A21：受注者希望型には、間接工事費の増額変更は適用しません。

その他

Q22：工事件名の末尾に（週休2日）と入っていますが、PR用紙に工事件名を記載する時にも、必ず（週休2日）を入れなくてはならないか。

A22：近隣にお住まいの方にも建設業の労働環境改善の取り組みをご理解いただきたいので、工事件名の省略はせず、PR用紙に週休2日の趣旨を簡潔に明記するなど、工夫をお願いします。

＜趣旨の記載例＞

この工事は、建設産業の労働環境の改善に向けて、建設現場の週休2日の普及に取り組むものです。

土曜日・日曜日・祝日等を休工日とする予定ですので、ご理解のほどよろしくお願いします。